

平成 30 年度小山市行政改革推進委員会 議事概要

- 1 開催日時 平成 30 年 11 月 15 日（木） 午前 9 時 30 分から 11 時 30 分まで
- 2 開催場所 小山市役所 本庁舎 4 階 議会会議室
- 3 出席委員数 総委員 10 名中 8 名出席
- 4 議題 (1) 第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について[資料 1]
(2) 第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の進捗状況について[資料 2～5]
(3) 小山市民間委託等推進計画の進捗状況について[資料 6～9]

5 議事の経過の概要及びその結果

(1) 第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について

第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について、資料 1「第 6 次小山市行政改革大綱実施計画の変更について」を基に事務局（行政経営課）が説明した。

議事内容は以下の通り。

●委員長：資料 1 の変更事項等について、ご意見・ご質問等があればいただきたい。

○委員：No. 93 と No. 94 の統合については、やっていることが同じようであるとの説明であったが、それぞれ従来は目的が違ったために分割されていたところ、片方の事業の本来の目的がなくなってしまったから統合となったものか。

→事務局：統合ということとなったのは、No. 93 の取組が廃止に近い状況となったからである。No. 93 の取組については、当初はボランティア団体の結成という幅広いことについて検討する内容であったが、実際のところはこちらの活動はほぼ終了という形になり、No. 94 の史跡や施設の案内ガイドの養成に力を入れていくという流れに変わっているため、このような変更を示したもの。

○委員：終了すること自体が良いかどうかは十分に吟味していただきたい。

→事務局：市民大学を卒業して終わりというのではもったいないというところから、卒業した後もボランティア団体などで活躍してもらいたいという内容がこの No. 93 である。

実際に渡良瀬遊水地や施設の案内ボランティアを受けてもらうということもあるので、終了という言い方はしているものの、この No. 93 と No. 94 を合わせて今後検討してまいりたいという内容の変更であることを、ご理解いただきたい。

○委員：ボランティアの育成は大事なことなので、機会を捉え、観光ガイドだけではなく、

手話通訳や子育ての支援など、ボランティアの担い手を増やすということが大切だと考えるが、市民大学の中にそういったボランティア養成のカリキュラムがないこと自体が問題なのではないか。その中でなくしてしまう、ということはよくないのでは。

これから高齢化も進むことから、企業の人企業が活動としてやるのではなくて、ボランティアの育成にむしろ力を入れて、増やしていけるようにしなくてはならないという時代ではないのか。

→事務局：No. 93 は元の名前が表すように、あくまでシニア大学という講座において、この卒業生がまなび隊というボランティア団体を結成することを目的として取組であった。担当している生涯学習課は生涯学習に特化したボランティアの育成を持っている課である。

一方で、市民生活課の協働推進係という係が所管する市民活動センターにおいては、幅広いボランティアの育成を行っており、どちらかというとな全体のボランティアの育成はそちらが担っている。このNo. 93 が終了したからといって、ボランティア育成全体の活動が終了するわけではないということをご理解いただきたい。

○委員：そうすると、No. 93 のシニア大学卒業生によるボランティア団体の結成という活動がなくなるだけというような、限定的な内容ということではよいのか。

行政改革の中で職員も減らさなくてはならないし、ボランティアの育成が求められる世の中である。災害ボランティア等含めて、各課で調整をして、整理をしたほうがよいのではないのか。

→事務局：市全体のボランティアの取りまとめについては、先ほどの説明のとおり市民生活課が執り行っている。生涯学習課でやっている二つの取組が合致したことから、行革中の項目として統合するということである。

○委員：おやま～るなどで行なわれているボランティア養成講座が、直接のボランティア活動の推進に結びついていない。子育てや高齢化などもとらえた、色々な分野とコラボするような全体的なボランティア養成講座にしたらよいのではないのか。

●委員長：この取組のほかにはボランティアに関する項目は行革の中にないのか。

→事務局：項目として直接的なものはないが、No. 90 の「まちなか交流センターの活性化」がボランティアに関する項目である。まちなか交流センターが、市民生活課が所管する、市民活動を全て網羅しているような施設となる。このまちなか交流センターの活性化がボランティアの広がりにつながるため、間接的ではあるが関連する取組になっている。

ボランティア養成講座が終わった後にボランティア団体の結成に結びつかないという先ほどのご指摘はもっともというところであるが、まちなか交流センター内にはボランティアコーディネーターという方たちがおり、その方たちが点々と活動をしているボランティアをつなげる役割を担っている。コーディネーター達が、ご指摘の内容を補完するような役割を担っていけるのではないかと考える。

○委員：この取組はもともと教養講座という名目であって、退職後もいきいきと暮らしてい

けるようになる講座という目的であったと思われる。しかし、こういう時代なので、たとえばシルバー大学であれば、県費を使って講座を開いている以上、卒業した後はボランティアとして活動していくべき、といったような流れに変わってきたと感じている。この講座もおそらく最初は教養講座であったのではないかと思うが、同じような事情でボランティアとして活動も、となっていたのではないかと推測する。

先の大震災の際にも、避難所にはシルバー大学の卒業生が協力のためにどっと押し寄せたが、重労働が難しかったということがあった。シルバー大学や市民大学の卒業生は機動力としては低いのが実情であることから、市民活動センターが中心となって、ボランティア活動を取りまとめていくべきだと考える。

この取組は、最初は教養講座であったが、徐々に市のお金を使った、県のお金を使った、じゃあせめてボランティアに、というような背景があったということ踏まえた上で、議論しなくてはならないのだと思う。市民活動センターのおやま〜るを活発化することが先決かと思われる。

○委員：ボランティア育成関連について一本化するというニュアンスが含まれているということではよいか。

→事務局：そうである。

○委員：ボランティアを頼みたいとなったときに、調べると複数の団体や施設が出てきてしまうこともあり、これは不便なことであると思う。そういったことを考えると、一本化自体はよいと思う。

○委員：No. 94 の取組の指標はガイドボランティアの数なのか。実践活動者 2 名と書いてあるが、案内ガイド自体は 10 人以上いるということではよいか。

→事務局：指標の「案内ガイド数」は人数ではなく、「団体数」である。毎年 2 回の講座を経て、2 団体が結成されるということを目指した取組である。

○委員：市民大学は、そこで学んだことをベースに自分でも講師を務められるようにであったりとか、学ぶ仲間を増やすといったことであたりが目的であると思う。

シニア大学の卒業生が自発的に自分達の持っている力を活かしていくといったことに目を向け、ボランティアはボランティアとして別にして、もっと学びたいというシニアの方たちのために、これを残していくべきではないかと思う。

○委員：やはり、活動としてなくなってしまうのはよくないのではないか。

たとえば、摩利支天琵琶塚古墳のガイドボランティアは 15~16 名ほどいる。今年生涯学習課にガイドボランティアとして申請があったのが 2 件だったと思う。しかし、ガイドはもっとやっている。たとえば、小学校が何月何日にやってくるのだから、何人用意する、という対応の仕方をしている。しかし、中には歴史が好きで、遠くから詳しい話を聞きたいという

人もやってくる。

小学校がイベントで100名来るからガイドを置くといったような形ではなく、行政改革の視点からすると、そういった人にも対応できるような人員の配置はよく考えるべきではないか。

そこからすると、いきなり二つの取組を統合して、というのはおかしな感じがするので、そのあたりは検討するべきであると思う。

○委員：実際には活動しているのに、数値は0と記載されているので、資料だけ読んでみると、全くやっていないように見えてしまう。今のように関係の方のお話がないと理解ができず、ともすればじゃあいらないですよ、という話にまで及んでしまう内容である。

○委員：ボランティア全体についてボランティアセンターでまとめていただくのはよいと思うが、大学の教養講座で学んできた人をはじめ、小山市には色々とやりたい人たちもいるので、もう少し生涯学習課と調整するべきだと思う。

○委員：自分でいえば、専門的なことを知りたい場合には違うルートから頼むことにしている。ただ単に書いてあることを読み上げるガイドではなく、きちんと勉強した人に聞きたいと考える。そういった人たちを全て小山市で管理するのは難しいと思う。

○委員：本当に詳しい人たちが見に来るときもある。そうすると、質問に答えられない。そういった人たちとのマッチングをどうするのかといったことを考えて欲しい。

○委員：専門のガイドとなる方たちの名前を登録しておいて、そういった詳しいお客様が来たときには引き合わせられるようにする工夫は必要だと思う。

詳しい知識を持った方が見に来るとなったときは、用意しておくべきものも違ってくるのではないかと思う。一般のガイドと、詳しいことを説明できるガイドを分けておく必要があると思う。看板に書いてあることを読み上げるだけで不足することもあるし、それで足りることもある。

○事務局：この後説明する（2）において、たとえばこのボランティア活動については平成30年度から活動を進めているところがあるなど、進捗がある部分のご説明ができるかと思う。この先の（2）と合わせて聞いていただければ分かりやすくなる部分もある。

先ほどから話題に上がっている取組についても、もう一つの民間委託推進計画の中で進め方を模索する部分もあるので、まったく活動がなくなってしまう、活動が偏ってしまうというわけではないことをご了承いただきたい。

●委員長：続いて資料2～5について説明を事務局よりしていただきたい。

(2) 第6次小山市行政改革大綱実施計画の進捗状況について

第6次小山市行政改革大綱実施計画の進捗状況について、資料2「第6次小山市行政改革大綱実施計画の進捗状況について」、資料3「第6次小山市行政改革大綱実施計画 効果額一覧」、資料4「第6次小山市行政改革大綱実施計画 進捗度一覧」、資料5「第6次小山市行政改革大綱実施計画 進捗状況調書一覧」を基に事務局（行政経営課）が説明をした。

議事内容は以下の通り。

●委員長：資料2から資料5について、ご意見・ご質問等があればいただきたい。

○委員：No.48は保険者負担額がどれくらい減ったのかという金額であり、No.60は目標に対して金額がどうだったかという指標であったが、1.実施計画の取組効果額の表に書いてある金額の合計は、市の支出がこれだけ減る、という性格のものではないのか。この金額の合計は何を一体化して算出されているのか、説明していただきたい。

→事務局：国保年金課によると、市民がジェネリック医薬品を利用することにより、個々の医療費の値段が下がることから、結果的に市の医療保険の負担が下がるという話であった。No.48については保険者負担額という表示であるが、保険者は市を表しており、したがって市の支出がこれだけ減った、という性格のものであるという理解で正しい。

○委員：取組効果額の表においては対最終年度の達成率が66.2%となっているが、これは金額を元にして算出しているのか。たとえば、No.60では学校給食費の収納率向上の件ではなんらかの計算によって達成率がマイナスと表されている。達成率の平均的な数値で計算したというわけではないのか。

→事務局：達成率の平均で出しているわけではなく、金額から算出したものである。

○委員：統一した出し方で達成率の%を出してもらわないと、委員としては指標がわかりづらい。これからも小山市では給食費を払えない方たちがたくさんいるように見えてしまうが、実際には収納率は99%を超えているということなので、実態とかけ離れてしまっている指標のように思える。

○委員：確実な数値という観点で言えば、単純に収納率を記載すればよいのではないのか。

→事務局：第6次計画は平成27～31年度の5ヵ年計画であり、効果額の出し方などについては、平成26年度当時の学校教育課がこういった指標であればわかりやすいのではないかと考えたもの。この指標については、収納率についてではなく、未納であるものをどれくらい減らしたいかという考えに基づいて検討されたものと思われる。その結果、未納額そのものが減っていないためにこのような達成率になっている。

この指標については事務局としても、本委員会の開催前の庁内の会議等で分かりにくいという指摘はあったところではある。指標がわかりにくくて申し訳ないが、次の第7次計画の策定においては、もっとわかりやすい指標を定めることとしたい。

○委員：委員会のつどこのような難しい説明をしなくてはならない記述というのは、おかしいと思う。

→事務局：この給食費の件については昨年も話題に上がっていたところではあるが、先ほど申し上げたとおり、第6次計画が終了して、第7次計画の策定の段階になったら、わかりやすい指標を定めるように努めていきたいと事務局でも考えている。

○委員：進捗度：Dのものについて、特にNo.23「文化財の調査とデータベース化」は実績値が0%という状況が続いているようだが、これこそ小山市にはどういった文化財があるのか、どういったものを後世に残していくべきなのかを市民大学の講座を作って学び、その後みんなで手分けして文化財に入っていきようにするなどすればよいのではないか。データベースは職員だけでやるのでは大変だが、これには人海戦術が有効である。

まちかど美術館などでは、小山市の文化財・絵画展を主催するときには、所属する委員が散らばってお寺・小学校にある貴重な絵画等を借り受けて開催したこともある。

市民大学でそういった教養講座を作って、実地調査を試みようという流れになれば、文化財の絵や建物の部分についてはデータベース化ができると思う。職員だけで取り組んではずっと0%が続いてしまう。

また、No.71「橋梁長寿命化に向けた計画的な維持管理」については、橋梁というのは市民の生活に密着しているものであるもので、職員が目視するだけでなく、通ったときに上から見るといのは誰でもできることであるので、心配であれば自治会を通して市に報告して調査するなど可能だと思う。どこかの自治体では橋梁管理の目視部分を各自治会に依頼しているというニュースもあった。

調査に向けての基礎資料を収集するために、市民の力や民間の力を利用するという発想があってもよいと考える。

→事務局：文化財や橋梁のことについては、当然専門的な知識が必要な部分ではあるが、民間の力の活用ということももちろん考えうるので、いただいたご意見については担当課にきちんと伝えていく。

○委員：データベース化には対象とするものをコード化することが必須であるが、そのあたりについては博物館などに問合せしたりすれば一般的にどうしているのかということは教えてくれる。その番号等がきちんと決まっていれば、市民の方にご協力いただくことができ、あとは入力するだけということになるので非常に早いスピードでデータベースを完成することができるのではないかと考える。闇雲に集めるのではもったいないデータになってしまうので、コード化について生涯学習課がしっかりと考えておけばよいと思う。

○委員：後世に残すための技術、作業の仕方を市民大学でやって、そういった知識を持った人がたくさんいるようになれば、総力戦で取り掛かることができると思う。

→事務局：この件については所管課からも職員だけでは手が足りないという話は聞いているので、いただいたご意見は是非所管課に伝えていきたい。

○委員：No. 44「公共工事コストの縮減」について、一般に工事は入札ということでよいのか。入札された金額について、市役所が後から値切るということはできないのか。

→事務局：入札はあくまでルール通りに行なわれるものであって、その公正さを欠くことになってしまうのでそれはできない。

○委員：たとえば、市内の業者に依頼したりするなどの場合には、目標が1%ということであれば、小山市の行政改革にご協力いただくという名目で、0.数%でもご協力いただけるように、たとえば事前に提示するなどしてお願いすることはできないか。

→事務局：このことに関しては、当然ながら管財課や建設政策課で少しでも削減していこうということを研究しているところ。しかし、あくまで入札は法的に決まっているやり方があるので、示すべきものを示した上で落札された金額については交渉の余地はなくなってくる。

記載の事情や経済情勢によって、入札自体が成り立たないということもある。そういった状況の中で、残念ながら目標を達成できない状態が続いていると聞いている。

入札率を下げるための努力として公募制をとるなどの努力もしているが、結果的に効果額が上がっていないという現状である。

○委員：委員が今言われたようなことを行政がやってしまうと、公的な立場の市役所がとしてはおかしくなってしまう。民間ではあることだが、入札はきっちりやっていくのが基本である。

また、先ほど話があがった橋梁等の確認に民間の力を活用することについては、最後は行政が全て確認することが必要で、責任を持つのは行政であるため、少し難しい部分はある。民間だっで見落としはするし、たとえば橋梁であればボルトのゆるみなどはなかなか見抜けない。あとで結果として行政が悪かった、となってしまうことが起こりうる。

最後は行政が責任を持ち、確認をするべきである。

○委員：あくまで基礎データの収集の話である。たとえば、道路のアスファルトの穴あきについてある時期を決めて市民の報告を受付、市がその報告に基づいて一斉に道路の補修をやっていくという他市の取組を見た。そうすることで非常に効率的に道路の補修をすることができたという話であった。

各自治会にこの橋梁にヒビが入っているのが不安だ、といったような具体的な情報を提供してもらうことで、市役所側も基礎データがあるために0からの調査にならなくて済むと思う。もちろん、決定や工事、判断は市役所がやるものであり、基礎データの提供について市民が協力するという話である。

→事務局：道路の陥没などについては、時期を決めて一斉に、というやり方はやっていないが、現在市民の報告に基づいて補修している。一斉に補修を行なうことが有効であること、民間活力を利用していくことを考えていくことが必要であることは、所管課には伝えていきたい。

●委員長：議事の（１）と（２）の内容について、これまでの評価の仕方などを委員の皆さんにご審議いただいたところであるが、これについて承認していただけるというのであれば、終了としたいがどうか。

○各委員：異議なし。

●委員長：それでは、各課にはくれぐれも本日の意見をきちんと伝えてもらうということで、議事の（１）と（２）の審議を終了する。

最後に、議事の（３）の内容に入っていきたいと思う。

（３）小山市民間委託等推進計画の進捗状況について

小山市民間委託等推進計画の進捗状況について、資料 6「小山市民間委託等推進計画の進捗状況について」、資料 7「平成 30 年度民間委託等推進プロジェクトにおける進捗報告」、資料 8「平成 30 年度民間委託等推進プロジェクトにおける指摘事項及び変更点」、資料 9「民間委託等検討業務に係る実施計画進捗状況調書一覧」を基に事務局が説明をした。

また、事前に委員からあった質問事項について、あわせて事務局から各課回答について説明をした。

議事内容は以下の通り。

●委員長：資料 6 から資料 9 について、進捗状況の報告であるということだが、ご意見・ご質問等があればいただきたい。

○委員：指摘事項とあるが、これは誰が、どのような立場で指摘したものなのか。

→事務局：まずこの民間委託等推進計画についてであるが、もともと平成 29～31 年の 3 年間で進めていく計画として策定しており、その中で実施できるものについては実施、検討すべきものは検討をしていくという内容になっている。

内容については毎年見直し、中身の検討を行なっている。流れとしては、まずは作業部会にて各課にヒアリングを行い、その上で民間委託等推進プロジェクトという場を設け、市三役である市長・副市長・教育長に説明をし、指摘をいただいたところ。

この指摘事項について記載されているものである。

○委員：No. 23「上水道事業包括業務」とあるが、これは施設を含めて全て外部委託するという方針で決定したのか。ヨーロッパなどでは水道事業を民間委託したことでサービスが劣化したという報道がされている中、こういった方針に決定されたのか。

→事務局：この事業に関しては、記載のとおり平成 29 年度から既に委託を実施しているところである。水道事業にはもともと外部委託している部分があったが、その委託をバラ

バラにするのではなく、ある程度一括して包括的に委託する方が、業務改革や民間委託が推進できるであろうと考えて行なった。もともと一部委託していたものを、まとめて包括委託するという性格のものである。

○委員：料金の徴収について外部委託しているのは知っているが、たとえばプラントが壊れてしまったときや水道管が破裂したときの修繕の対応などを合わせて委託することなのか。

→事務局：直営でやるべき部分は水道課の職員が行っており、委託できる部分について、まとめて委託をして、業務効率を図ろうという方針である。

●委員長：状況報告ということであるが、委員の皆様から意見がなければ承認としたいがどうか。

○事務局：状況報告とはいっても、当然市三役から指摘を受けて、中身の見直し等は充分行っており、今後も民間委託を進めていきたいと市としては考えているので、よろしくご了承いただきたい。

○委員：議事について承認するかどうかという話を受けたかと思うが、委員会の設置要綱では委員は「助言等を行う」ことが主な役割との記載がある。委員は報告を受けて承認したというわけではなく、あくまで助言を行ったという認識でよいか。

→事務局：承認という言葉を使ってしまったが、当然のことながら本日委員の皆様からいただいた意見については、それを反映すべく担当課において検討した上で、最終的な結果として実施計画をまとめていく。皆様の意見を十分に反映できるように、検討を進めて参りたいと考えているので、よろしくお願いしたい。

○委員：我々の意見を聞いていないということでは困るので、しっかりやっていただきたい。

以上で全ての議事を終了したため午前 11 時 30 分に閉会し、解散した。